

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会

(発行)

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会
〒162-0051 東京都新宿区西早稲田2-2-8
(社会福祉法人 全国心身障害児福祉財団内)
電話 (03) 5272-1210
FAX (03) 5272-1213
ホームページアドレス <http://www.zsp.jp/>

第93号

会報

平成22年6月30日発行

平成22年度 53回目の全国大会 「山形大会」の準備が始まっています。

～今年の夏は山形でお会いしましょう～

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会
会長 濱川 浩子
(東京都立墨東特別支援学校PTA会長)



今年、山形県山形市内で全国大会が開催されます。5月に会場の山形国際ホテルを見学し、主管校のゆきわり養護学校と打ち合わせを行いました。

JR山形駅からも近く駅前には居酒屋もある楽しいところ。空港からもホテルに隣接のバスターミナルまで循環バスがありますので、どちらからも利便が良く参加しやすいのではと思います。

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会では毎年、全国大会の「大会宣言文」を要望書として、文部科学省と厚生労働省へ持参します。大会宣言文は全国大会で皆さまの分科会での協議などを通してとりまとめられたも

のです。全国の諸事情や子ども達の教育条件整備、福祉、労働などの制度整備を求めています。

現在、内閣府で開催されている「内閣府の障がい者制度改革推進会議」では国際動向と障害者権利条約の制定について協議されています。障害者権利条約の「第24条、教育」は国際基準に批准する為、審議の上、法改正になるそうです。

但し、この原稿を書いている6月には改革推進会議の本部長である鳩山首相が辞任をし、週末には新しい首相が誕生しますので、皆さまのお手元にこの会報が届く頃にはちょっと古いお話になってしまいます。

今後、どのように法整備されて行くのかはわかりませんが、特別支援教育(学校)がこの改革推進会議の席上では否定されています。全ての障害のある子ども達が、普通校へ行くことで権利が満たされるとはどうしても思えません、子ども達にはニーズに応じた配慮のある教育を受ける権利があるはず。

6月はじめに緊急的に発行した、「臨時会報」には改革推進会議の内容と流れが詳しく書いてありますので、こちらもご参考にしてください。

【全肢P連会報 編集コラム】

この会報は特別支援学校以外の方も読んでいただける良い機会ですので、6～7ページには「内閣府の障がい者制度改革推進会議」の動向を簡単に載せております。関心を持ってご覧ください。

現在の特別支援教育(平成19年4月法改正)は特殊教育と言われた時代から思うと、とても変化し、進化し、充実を願って私たち保護者も協力しながら整備をしてきたものです。普通校における軽度発達障害、不登校、ひきこもり等々の社会問題にも特別支援学校がセンター的機能を活かすための改革です。また、教育条件整備の整わない普通校へ障害のある子が放り出されるような法律にしないために、皆さまのお力を合わせましょう。障害があってもなくても互いの違いや不便なこと不自由さを理解したり、成長する子を見守ったりできるような社会の成熟を願っています。《事務局長 佐竹京子》

「障がい者制度改革推進会議」の動向

「障害者権利条約の批准について」

昨年二月、鳩山総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」ができました。同本部は、話題になっている「障害者の権利に関する条約」（以下、「権利条約」という。）の締結に必要な国内の法令や制度を検討するために内閣に設置されました。すべての大臣で構成され、本部長は総理大臣です。

そして、同本部が行う制度改革に対する意見を求めるために「障がい者制度改革推進会議（以下、「推進会議」という。）」が設置されました。本年一月から会議が開催され、この六月四日に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」が取りまとめられました。

推進会議の構成員は二五名で、障害当事者、障害者福祉関係者、学識経験者等となっています。残念ながら、私たちの関心である、障害のある子どもの教育に関する専門家は構成員になっていません。しかし、この会議では、障害のある子どもの就学の在り方や、就学した学校での支援の在り方など、私たちにとつてとても大事なことが検討されてきました。本号では、障害のある子どもの教育に関する検討状況をお知らせします。

1 権利条約

権利条約は、平成一八年二月に国連総会において採択されました。この条約は、障害者の人権及び基本的な自由の完全な実現を目指しています。

条約の内容においては、「固有の尊厳、個人の自律及び個人の自立を尊重すること」「差別されないこと」などの一般原則を掲げるとともに、教育などについて具体的に規定しています。

我が国は、平成一九年の九月にこの条約に署名しましたが、正式に条約を締結するためには、法令等の整備が必要とされてきました。国際的な条約は、批准という手続きをすると憲法に次ぐ効力があるため、現在の法令で条約と合わないところは予め改めることが求められるのだそうです。権利条約を批准している国は、八十七か国（二〇一〇年八月）になっています。

2 教育に関する規定

次に、権利条約の「教育」に関する規定のポイントを見ておきましょう。

教育については、次に示す目的を達成するために、あらゆる教育段階において「インクルーシブな教育制度」を確保することが

必要であると規定しています。

1 自己の価値等の意識を十分に発達させ、人権、基本的自由、人間の多様性の尊重を強化させる。

2 能力を可能な最大限度まで発達させる。

3 自由な社会に効果的に参加する。

これらの目的を達成するために、インクルーシブな教育制度にしていくということですが、インクルーシブな教育制度はどういうものなのかについて条約では明確に示されていません。

文部科学省では、一般的には、障害のない児童に通常提供される教育の場に障害のある児童を組み入れることと考えられるが、特別支援学校制度そのものを否定するものではないと説明しています。

3 教育に関する議論

三月一九日の第5回の推進会議において、教育に関する検討が行われました。予め示された論点に対し各委員が文書で意見を提出し、会議当日は文書に書かれたことに加えて意見を述べるとい形で進められました。たくさんさんの論点について議論が行われましたので、全体にわたって紹介することはできません。会議の詳しい資料や議事録は、インターネットで「障がい者制度改革推進本部」と入力して検索し、同本部のホームページをご覧ください。ここでは、学籍一元化と就学先決定に関する議論の一部を紹介することにします。

（障害のある子どもの地域社会にある学校への学籍の一元化について）

構成員の意見では、二元化すべき又は望ましいとの意見が多数でした。また、メリット・デメリットの整理が必要との意見、そもそも学籍とは何のために存在するか見直すべきとの意見もありました。例えば、次のような意見がありました。

○二元化を普通学校、普通学級だけの教育に限定するならば、個別のニーズに対応するという点で不足。全員が地域の学校に学籍を持つことを前提として、希望によっては他の選択もできるということが必要。

○普通学級に二元化することが基本。その上で特別な支援が必要な障害のある子どもにも、別途、本人等が望むものを与えていくことにしないとインクルーシブにはなりません。

（就学先決定に関する本人・保護者の選択権の保障について）

選択権を保障すべきとの意見が多数でしたが、保護者の選択権にすべて委ねることには議論が必要との意見もありました。例えば、次のような意見がありました。

○障害があるがゆえに教育が不十分であること、合理的配慮がされていないことに加えて、分離が強制されることは重大な差別。

○都道府県立の特別支援学校小・中学校は段階的に解消し、市町村立の小・中学校の中に「特別支援教室」の形で整備し、移行していくことが将来の方向性として大事。

○保護者の選択権にすべて委ねることに

議論が必要。

○急激な改正や大きな変化について、望ましい在り方への過渡期だとしても子どもたちに著しい負荷がかかってはならない。特別支援教育を尊重する気持ちをもつて検討することが必要。

4 文部科学省・関係団体の意見

四月二六日には、文部科学省と教育関係の団体などから、推進会議として意見を聴く（ヒアリング）場が設けられました。当日は、文部科学省が10分、特別支援学校長会や全国連合小学校長会、特別支援学級設置校長会が併せて五分、全国特別支援教育推進連盟が五分、そのほか障害児を普通学校へ全国連絡会が五分、匿名の保護者が五分、それぞれ意見の表明をしました。それぞれの意見のポイントは次のとおりです。

【文部科学省】

政府としての基本的考え方は、インクルーシブ教育システムの構築という権利条約の理念を踏まえ、一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行う特別支援教育の推進を図ること。

インクルーシブ教育システムについては、理念だけではなく人的・物的条件整備とセットでの議論が必要。条件整備が整わないと、子どもの「能力を可能な最大限度まで発達させる」との目的（権利条約第二四条）を損なう恐れがあることに留意すべき。

【校長会】

（全国特別支援学校長会）インクルーシブ

教育と特別支援教育は相反するものではなく、同じ方向を向いているもの。インクルーシブ教育の議論を行うに当たっては、教育関係者・専門家を加えた教育部会を設置し、現場の実態等を十分踏まえた慎重な検討・議論が必要。

（全国連合小学校長会）通常学校での受け入れ体制が整わないまま、拙速・性急な議論を行わず、現場を踏まえた議論が必要。（特別支援学校設置校長会）教育関係者、保護者、医療関係者等含め、十分に時間をかけて検討・審議することが必要。

【推進連盟】（全肢P連も加盟）特別支援学校をより良く整備し、教育の専門性を今のレベルより高いものにするなど条件整備をさらに進める必要があるが、特別支援学校・特別支援学級をなくしてしまうことには反対。

保護者は子どもに応じた教育を子どもに力に合わせて選ぶ権利があると考える。普通校への学籍二元化は特別支援学校に予算がつかないので、教職員の確保ができない、専門性がなくなる。社会全体で共に学ぶ共に生きる社会を構築して欲しい。

【そのほか】（障害児を普通学校へ全国連絡会）子どもが就学先を地域の学校に二元化し、本人及び保護者が希望すれば、特別支援学校も選択できるようにすべき、特別支援学級も廃止すべき。

また、特別支援教育がインクルーシブ教育であるとは考えられず、共に学び、共に育

ち合っていくことが必要。

（匿名の保護者）息子は何ができなくても皆の中にいることを希望。現行制度が想定していないから小学校では付き添いを求められ本意。特別支援教育ではなく、障害のあるなしにかかわらず地域で共に学び育つ教育制度に改めるべき。

5 第一次意見のまとめ

ここまで紹介したような会議やヒアリングを経て、六月七日に第一次意見がまとめられました。この第一次意見では、障害者制度改革の基本的な考え方と改革の方向について推進会議の考え方がまとめられています。

改革の基本的考え方としては、1「権利の主体」たる社会の一員、2「差別」のない社会づくり、3「社会モデル」的観点からの新たな位置付け、4「地域生活」を可能にするための支援、5「共生社会」の実現の5点が示されています。

また、教育に関する問題意識と政府に求める意見は次のとおりです。就学に限定して引用します。（推進会議の問題意識）

○障害の有無にかかわらず、すべての子どもは地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とし、本人・保護者が望む場合のほか、ろう者難聴者又は盲ろう者にとつて最も適切な言語やコミユニケーションの環境を必要とする場合には、特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制度へと改め

る。（ほか略）

（政府に求める今後の取組に関する意見）

○障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるといふ障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成二二年度内に障害者基本法の改正にもかわる制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。

おわりに

全肢P連に大きなかわりがあり、重大な関心を持っている、障害のある子どもへの教育について、大きな方向転換を図ろうとする検討が行われています。

その検討に、私たちPTAや学校関係者の意見はあまり反映されていません。マスコミにもあまり取り上げられないため、知らない人も多いようです。このままでは、教育条件整備などが整わないまま普通校へと放り出されるのではないかと、また、重度の子どもたちは病院や施設、在宅などになってはと心配しています。

障害のある子ども達は、個々のニーズに応じた教育があるから、障害にとらわれず、育つていくのです。

このままでは、重要な制度改革が、私たちの知らないところで進められてしまいます。事務局では、引き続き制度改革に対する情報の提供に努めていきます。

（文責 全肢P連事務局）

第53回 全肢P連「山形大会」の開催に寄せて

障害児支援について(厚生労働省障害福祉部障害福祉課 寄稿)

昨年9月の連立政権樹立により、障害者自立支援法の廃止と新たな障がい者総合福祉法(仮称)の制定が決定されました(平成25年8月までに実施)。現在、新しい制度の創設に向けて、「障がい者制度改革推進会議」や「総合福祉部会」において検討を重ねています。障害者自立支援法制定時には手のつけられていなかった障害児支援策についても抜本的な見直しが行われることになっていきます。

このような中、本年4月障害福祉課内に「地域移行・障害児支援室」を新たに設置し、障害福祉施策の最重要課題である地域移行の推進および相談支援の充実と併せて、障害児支援策の推進体制の強化を図ることとしました。

障害児支援については、平成20年7月にまとめられた「障害者支援の見直し検討会報告書」に基づき、**1**子どもの将来の自立に向けた発達支援、**2**子どものライフステージに応じた一貫した支援、**3**家族を含めたトータルな支援、**4**できるだけ身近な地域における支援という基本的視点に立つことが重要であると考えます。

大会当日は、みなさんの声を直接お聞きできることを楽しみにしています。

今後とも緊密な連携を図りながら、子どもも家族も安心して地域で暮らし、将来に希望が持てるような社会を共につくっていきましょう。

最近の障害者の

就職動向について

厚生労働省職業安定局 障害者雇用対策課 地域就労支援室

吉岡 治

はじめまして。本年四月より当室にまいりました吉岡と申します。2年前までは沖縄県でジョブコーチ支援事業をはじめとする障害者雇用支援の現場で働いておりました。どうぞよろしくお願い致します。

貴重な紙面をお借りしまして、昨今の障害者雇用の動向についてご紹介致します。

去る平成22年5月7日に職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課(私の所属する課です)より、ハローワークにおける障害者の職業紹介状況が公表されました(詳細なデータにご興味・ご関心のある方は、厚生労働省のホームページの「報道資料発表」↓「2010年5月」をクリックしてください)。

平成21年度のハローワークにおける障害者の就職件数は、雇用情勢が厳しい中、前年度を上

回る45,257件(対前年度比1.8%増)となりました。

ポイントとしては、まずは精神障害者及びその他の障害者について、就職件数が大きく伸びている(精神障害者10,929件(対前年度比1,473件(15.6%増))、その他の障害者716件(対前年度比221件(44.6%増))ことが挙げられます。

また、産業別でみると医療、福祉(8,041件)、製造業(7,425件)、卸売業、小売業(7,309件)における就職件数が多くなっているのが特徴です。

新規求職申込件数は、対前年度比5.1%増の125,888件となり、特に精神障害者(33,277件(対前年度比4,794件(16.8%増))さらには、その他の障害者(発達障害者、高次脳機能障害者、難病者等)(2,435件(対前年度比

741件(43.7%増))の新規求職申込件数が増加しています。解雇者数は、2,354人(対前年度比420人(15.1%減))となり、平成20年度の解雇者数を下回りました。特に第4四半期(平成22年1月から3月まで)の状況では499人と対前年度比864人(63.4%)減となっており、大幅な改善が確認されております。

また別の調査データになって恐縮ですが、民間企業に雇用されている障害者の雇用状況を示す、障害者の雇用率について(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000219x.html>)は、平成21年度6月1日現在1.63%と、義務づけられている法定雇用率1.8%には達していないものの、対前年度比で0.04ポイント上昇し、雇用されている障害者の実数も前年度より約7,000人増加しました。上記2つの調査事例からも、障害者の雇用については着実な歩みが見られているところと見られます。引き続き関係者の皆様のご理解とさらなるご協力をいただきますよう、よろしくお願ひ致します。